

社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金における配分の考え方

1 道路事業

社会資本整備総合交付金における道路事業においては、民間投資・需要を喚起する道路整備により、ストック効果を高め、活力ある地域の形成を支援するとの考えの下、広域的な道路計画や災害リスク等を勘案し、以下の事業に特化して策定される整備計画に対して重点配分を行うこととする。

【社会資本整備総合交付金】

① ストック効果を高めるアクセス道路の整備

- ・「道路の整備に関するプログラム」に事業内容が明記されている事業のうち、駅の整備や工業団地の造成など民間投資と供用時期を連携し、人流・物流の効率化や成長基盤の強化に資するアクセス道路整備事業

（注）道路の整備に関するプログラムとは、「「道路の整備に関するプログラム」の策定について（平成30年7月30日事務連絡）」に基づき策定したものとする。

（注）道路施設に関する長寿命化修繕計画（個別施設計画（橋梁））が未策定の地方公共団体を除く。

整備計画の目標例

駅、工業団地から周辺の幹線道路までの所要時間の短縮

（参考）社会資本整備重点計画等におけるKPI・指標

- ・道路による都市間速達性の確保率

R元年度 57% → R7年度 63%

② 歩行者の利便増進や地域の賑わい創出に資する道路事業

- ・ 歩行者利便増進道路に指定された道路における歩行者の利便増進や地域の賑わい創出に資する道路事業であって、立地適正化計画に位置付けられた区域内において実施される事業。

（注）立地適正化計画に位置付けられた区域とは、居住誘導区域および都市機能誘導区域をさす。

（注）都市構造上の理由等（①市街化区域内の人口密度が40人/ha以上あり、当該人口密度が統計上今後も概ね維持される、②都市計画区域に対する市街化区域の割合が20%以下等）により立地適正化計画を作成していない場合は、市町村マスタープランと整合が図られた事業を対象とする。

整備計画の目標例

当該道路における歩行者数の増加

民間事業者等による道路占用数の増加

沿道店舗の売り上げの増加

（参考）社会資本整備重点計画等におけるKPI・指標

—

③ 道の駅の機能強化

- ・ 全国モデル「道の駅」、重点「道の駅」、防災「道の駅」、『「道の駅」応援パッケージ』で選定された「道の駅」の機能強化に係るもの

（注）『「道の駅」応援パッケージ』で選定された「道の駅」への支援については、令和8年度から適用する。

- ・ 子育て応援等の道の駅の機能強化に係るもの

（注）24時間利用可能なベビーコーナーの設置、妊婦向け屋根付優先駐車スペースの確保、衛生環境の改善等に係るもの。

- ・ 防災設備等の道の駅の機能強化に係るもの

（注）耐震化、無停電化、通信設備、貯水施設、防災倉庫、防災トイレ、駐車場拡張に係るもの。

※地域防災計画に防災上の位置付けを有する「道の駅」でBCP策定済みの駅を対象とする。

整備計画の目標例

当該「道の駅」の年間利用者数の増加

災害時の受け入れ可能人数の増加

(参考) 社会資本整備重点計画等における K P I ・ 指標

—

④ 公共交通の走行環境整備

- ・ 交通やまちづくりに関する計画に位置付けられた公共交通の走行環境整備（自動運転を含む）

（注）事業実施主体が公表する交通やまちづくりに関する計画に対象路線及び取組内容が位置付けられている事業に限る。

防災・安全交付金における道路事業においては、国民の命と暮らしを守るインフラ再構築、生活空間の安全確保を図るとの考えの下、以下の事業にそれぞれ特化して策定される整備計画に対して重点配分を行うこととする。

【防災・安全交付金】

① 国土強靱化地域計画に基づく事業

- ・国土強靱化地域計画に基づく事業であって、国土強靱化地域計画等や「道路の整備に関するプログラム」に事業内容が明記されている事業のうち、以下のいずれかに該当する事業

（注）国土強靱化地域計画等とは、国土強靱化地域計画に基づくアクションプラン等も含む。

道路の整備に関するプログラムとは、「「道路の整備に関するプログラム」の策定について（平成30年7月30日事務連絡）」に基づき策定したものとする。

（注）道路施設に関する長寿命化修繕計画（個別施設計画（橋梁））が未策定の地方公共団体を除く。

i) 重要物流道路の脆弱区間の代替路や災害時拠点（備蓄基地・総合病院等）への補完路として、国土交通大臣が指定した道路の整備事業

ii) 災害時にも地域の輸送等を支える道路の整備や防災・減災に資する対策のうち、早期の効果発現が見込める事業

整備計画の目標例

道路法面盛土等の要対策箇所の対策完了率の向上

（参考）社会資本整備重点計画等におけるKPI・指標

・緊急輸送道路の法面・盛土における対策必要箇所の整備率

R元年度 55% → R7年度 73%

② 子供の移動経路等の生活空間における交通安全対策

i) 通学路交通安全プログラムに基づく交通安全対策

(注) 「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について（平成25年12月6日事務連絡）」に基づく基本的方針（通学路交通安全プログラム）に位置づけられた事業。

<特に重点配分を行う事業>

➤ ビッグデータを活用した生活道路対策

ii) 未就学児が日常的に集団で移動する経路における交通安全対策

(注) 「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策（令和元年6月18日関係閣僚会議決定）」に基づき行われた緊急安全点検結果を踏まえた交通安全対策事業。

iii) 鉄道との結節点における自由通路等の歩行空間のユニバーサルデザイン化

(注) 鉄軌道駅における自由通路や駅前広場の整備及び乗継のための歩行空間のユニバーサルデザイン化を図るもので、以下のいずれかを要件とする

- ① バリアフリー法に基づく移動等円滑化促進方針又は基本構想に位置づけられた地区
- ② 国土交通大臣が指定する特定道路

iv) 地方版自転車活用推進計画に基づく自転車通行空間整備

(注) 自転車活用推進法に基づき都道府県又は市町村が定める「都道府県自転車活用推進計画」又は「市町村自転車活用推進計画」に基づく事業。

<特に重点配分を行う事業>

➤ ナショナルサイクルルートにおける自転車通行空間整備

整備計画の目標例

- ・ 通学路の安全対策が必要な箇所に対し、対策を実施した割合の向上
- ・ 交通事故件数の減少

(参考) 社会資本整備重点計画等における K P I ・ 指標

- ・ 通学路における歩道等の整備率
R元年度 53% → R7年度 57%

2 港湾事業

社会資本整備総合交付金における港湾事業においては、インフラ整備を通じた国際競争力強化や地域経済・産業の活力向上を図るという考えの下、以下の事業に特化して策定される整備計画に対して重点配分を行うこととする。

【社会資本整備総合交付金】

① 港湾管理者と国が連携して海上物流の効率化等を図るために一体的に行う港湾施設の整備

整備計画の目標例

港湾における取扱貨物量の増加
港湾における海上貨物輸送コストの削減

(参考) 社会資本整備重点計画等におけるK P I・指標

海上貨物輸送コスト低減効果（対H30年度総輸送コスト）
（国際）R元年度 速報値 0.8% → R7年度 5%
（国内）R元年度 速報値 0.1% → R7年度 2%

② 既存ターミナルを活用しつつ、クルーズ船の受け入れを図るために実施する防舷材、係船柱等の改良、緑地の整備

整備計画の目標例

クルーズ船で入国する外国人の旅客数の増加

(参考) 社会資本整備重点計画等におけるK P I・指標

—

③ 「みなとオアシス」の拠点機能の強化を図る港湾施設の整備

(1) 地域住民の交流や観光振興を通じた地域活性化等の拠点の機能強化に係るもの

(2) 「みなとオアシス」の防災機能強化に係るもの

整備計画の目標例

「みなとオアシス」に訪れる外国人の旅客数の増加
県内における離島航路数の維持

(参考) 社会資本整備重点計画等におけるKPI・指標

—

④ 港湾における地方ブロックの経済活性化を図る港湾施設の整備

(1) 農林水産物の輸出促進に関係主体が連携して戦略的に取組む港湾における農林水産物の輸出競争力の強化を図るために実施する港湾施設の整備[輸出につながる水揚港整備も含む]

整備計画の目標例

港湾における農林水産物の輸出取扱貨物量の増加
港湾における農林水産物の海上貨物輸送コストの削減

(参考) 社会資本整備重点計画等におけるKPI・指標

海上貨物輸送コスト低減効果(対H30年度総輸送コスト)

(国際) R元年度 速報値 0.8% → R7年度 5%

(国内) R元年度 速報値 0.1% → R7年度 2%

（２）内航フェリー等輸送網の構築や地域の基幹産業の競争力強化にあたり、民間投資と連動した進捗が求められる港湾施設の整備

整備計画の目標例

港湾における取扱貨物量の増加

港湾における海上貨物輸送コストの削減

（参考）社会資本整備重点計画等におけるK P I ・指標

海上貨物輸送コスト低減効果（対H30年度総輸送コスト）

（国際）R元年度 速報値 0.8% → R7年度 5%

（国内）R元年度 速報値 0.1% → R7年度 2%

防災・安全交付金における港湾事業においては、国民の命と暮らしを守るインフラ再構築の考えの下、以下の事業に特化して策定される整備計画に対して重点配分を行うこととする。

【防災・安全交付金】

- ① 南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模地震対策として実施する耐震強化岸壁の整備
（当該岸壁と一体となって機能する航路・泊地、防波堤、臨港道路及び防災緑地の整備を含む。）並びに津波対策として実施する津波防波堤及び津波避難施設の整備

（注１）国土強靱化地域計画に基づく事業であることを要件とする。

整備計画の目標例

大規模地震時に使用可能な緊急物資輸送等の海上交通ネットワークが構築された港湾数の増加

ハード・ソフト一体となった津波対策による港湾機能の維持が確保された港湾数の増加

（参考）社会資本整備重点計画等におけるＫＰＩ・指標

大規模地震時に確保すべき海上交通ネットワークのうち、発災時に使用可能なものの割合

R2年度 33% → R7年度 47%

津波対策を緊急的に行う必要のある港湾において、ハード・ソフトを組み合わせた津波対策を講じて、被害の抑制や港湾機能の維持、港湾労働者等の安全性が確保された割合

R2年度 26% → R7年度 50%

- ② 過去に災害を受け、計画的な再度災害防止対策として実施する港湾施設の整備

（注１）国土強靱化地域計画に基づく事業であることを要件とする。

整備計画の目標例

港内静穏度の向上

（参考）社会資本整備重点計画等におけるＫＰＩ・指標

—

③ 国土強靱化に向けた港湾機能強化として実施する港湾施設の整備

(注1) 国土強靱化地域計画に基づく事業であることを要件とする。

(1) フェリー等の国内定期航路における物資・旅客輸送強化を図るために実施する港湾施設の整備

整備計画の目標例

港湾における取扱貨物量の増加

港湾における海上貨物輸送コストの削減

(参考) 社会資本整備重点計画等におけるKPI・指標

海上貨物輸送コスト低減効果(対H30年度総輸送コスト)

(国際) R元年度 速報値 0.8% → R7年度 5%

(国内) R元年度 速報値 0.1% → R7年度 2%

(2) 耐震強化岸壁から緊急物資の確実な輸送強化を図るために実施する港湾施設の整備

整備計画の目標例

大規模地震時に使用可能な緊急物資輸送等の海上交通

ネットワークが構築された港湾数の増加

(参考) 社会資本整備重点計画等におけるKPI・指標

大規模地震時に確保すべき海上交通ネットワークのうち、発災時に使用可能なものの割合

R2年度 33% → R7年度 47%

(3) 高潮・高波対策として施設の被害軽減を図り海上交通ネットワークを維持するために実施する港湾施設の整備

整備計画の目標例

高潮・高波の発生後も緊急物資輸送等の海上交通ネットワークが維持される港湾数の増加

(参考) 社会資本整備重点計画等におけるKPI・指標

海上交通ネットワーク維持のため、高潮・高波対策を実施する必要がある港湾において、港湾機能維持・早期再開が可能となる割合

R2年度 0% → R7年度 14%

3 河川事業（8 その他総合的な治水事業を含む）

防災・安全交付金における河川事業においては、頻発する水害に対する事前防災・減災対策や、大規模地震に備えた地震・津波対策及び、河川管理施設等の戦略的維持管理・更新をハード・ソフトの両面から強力に推進するとの考えの下、以下の事業に特化して策定される整備計画に対して重点配分を行うこととする。

【防災・安全交付金】

① 長寿命化計画等に基づき、計画的に維持管理を実施している河川において、近年の浸水被害に対応するための集中的な河川改修

（注）「河川及び河川管理施設の長寿命化計画策定の手引き」（H30.3）に定められた堤防及び河道について「堤防及び河道の長寿命化計画記載内容イメージ」の記載事項（以下の①～④）が記載されていることを要件とする。

①維持管理方針及び点検計画（方法）、②長寿命化対策方針及び各河川単位の計画図・一覧表、③維持管理の年間計画、④各河川単位の維持管理・更新等に係るコスト

② 「浸水対策重点地域緊急事業」に位置付けられ実施する事業

③ 大規模地震により甚大な被害が発生することが想定される地域においてハード・ソフト対策を一体的に実施する河川堤防等の地震・津波対策

④ 水管理・国土保全局長通知による実施要綱に基づく「100mm/h安心プラン」に位置付けられ、下水道部局などと連携して実施する事業（令和5年度までに採択された事業に限る）

⑤ 水管理・国土保全局長通知による実施要綱に基づく「内水被害等軽減対策計画」に位置付けられた事業

(注) ①～⑤については国土強靱化地域計画等に位置づけられた事業^{※1}であることを要件とする。

※1 国土強靱化地域計画に河川事業の実施に関する記載があり、かつ、河川整備計画に位置付けられている事業（ただし、事業実施にあたって個別計画を作成する②及び④については、令和4年度末までに国土強靱化地域計画を策定する見込みを確認できればよいこととする）。なお、⑤計画に位置づけられた準用河川に関する事業については、この限りではない。

(注) なお②、⑤については上記事業のなかでも特に重点配分を行うこととする。

(注) ①～⑤については流域治水プロジェクトが策定・公表された水系で実施される事業であることを要件とする。

整備計画の目標例

- ・近年、床上浸水被害を受けた家屋の将来の浸水被害戸数の減少
- ・南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における津波（高潮）による背後地の浸水面積の低減
- ・家屋浸水リスクの解消
- ・津波（高潮）による背後地の浸水面積の低減

(参考) 社会資本整備重点計画等におけるKPI・指標

- ・〈水害に被害を軽減させる〉一級河川・二級河川における戦後最大洪水等に対応した河川の整備率
(一級) 令和元年度 約65% → 令和7年度 約73%
(二級) 令和元年度 約62% → 令和7年度 約71%
- ・南海トラフ巨大地震・首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域等において対策が必要な①河川堤防の整備率（計画高までの整備と耐震化）及び②水門・樋門等の耐震化率
(河川堤防等) 令和元年度 約72% → 令和7年度 約85%
(水門・樋門等) 令和元年度 約58% → 令和7年度 約91%
- ・最大クラスの洪水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練、マイタイムライン作成講習会等）を実施した市区町村数
令和2年度 388 → 令和7年度 1,388

4 砂防事業 5 地すべり対策事業 6 急傾斜地崩壊対策事業 8 その他総合的な治水事業

防災・安全交付金における砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業およびその他総合的な治水事業においては、頻発する土砂災害から国民の命を守るため、事前防災・減災対策や砂防設備等の戦略的維持管理・更新をハード・ソフトの両面から強力に推進するとの考えの下、以下の事業に特化して策定される整備計画に対して重点配分を行うこととする。

【防災・安全交付金】

- ① 重要なライフライン施設や重要交通網及び市町村役場・支所が保全対象に含まれる箇所における土砂災害対策事業
- ② 土砂災害と洪水氾濫の発生リスクが重複している地域において実施する、河川事業と連携した土砂災害対策事業

(注) ①については国土強靱化地域計画等に位置づけられた事業※であることを要件とする

※ 国土強靱化地域計画に砂防事業の実施に関する記載があり、かつ、全体計画などの個別計画等に位置付けられている事業。

①について「重要なライフライン施設」は特定土砂災害対策推進事業費補助「事業間連携砂防等事業」にて対策可能な上下水道施設を除く。

整備計画の目標例

- ・土砂災害から保全される重要交通網、重要なライフライン施設等の数の増加
- ・土砂災害から保全される人家戸数の増加

(参考) 社会資本整備重点計画等におけるKPI・指標

- ・重要なライフライン施設が保全対象に含まれている要対策箇所における対策実施率
R元年度 約29% → R7年度 約33%
- ・重要交通網が保全対象に含まれている要対策箇所における対策実施率
R元年度 約23% → R7年度 約27%
- ・市役所、町役場及び支所が保全対象に含まれている要対策箇所における対策実施率
R元年度 約30% → R7年度 約36%

7 水道・下水道事業（14 都市水環境整備事業を含む）

防災・安全交付金における水道事業においては、持続的に安全・安心な水を供給するとの考えの下、水道の公共的役割・性格を勘案し、地域の特性等に配慮しつつ、以下の事業に特化して策定される整備計画に対して重点配分を行うこととする。

【防災・安全交付金】（水道事業）

- ①「上下水道耐震化計画」に基づく地震対策
- ②水道基盤強化計画に基づく水道事業運営基盤強化等推進事業
- ③コンセッション事業及び上下水道一体のウォーターPPP事業に含まれる水道施設の整備

社会資本整備総合交付金における下水道事業においては、持続可能な経済社会の実現に資するとの考えの下、下水道の公共的役割・性格を勘案し、地域の特性等に配慮しつつ、以下の事業に特化して策定される整備計画に対して重点配分を行うこととする。

【社会資本整備総合交付金】（下水道事業）

- ① アクションプランに基づく下水道未普及対策事業（污水处理施設整備が概成していない団体に限る）
- ② PPP／PFI、下水汚泥のエネルギー・肥料利用、広域化・共同化の取組を推進するため追加的に必要となる下水道事業
- ③ コンセッション事業及び上下水道一体のウォーターPPP事業に含まれる下水道施設の設置・改築

整備計画の目標例

- ・ 污水处理人口普及率の向上
- ・ 下水道バイオマスリサイクル率の向上

（参考）社会資本整備重点計画等におけるKPI・指標

- ・ 污水处理人口普及率
R元年度 約92% → R8年度 約95%
- ・ 下水道バイオマスリサイクル率
R元年度 約34% → R7年度 約45%

（注）公営企業会計を適用した地方公共団体においては、以下のいずれにも該当しないことを要件とする。

- ① 経費回収率の向上に向けたロードマップに定めた業績目標を達成できない場合。
- ② 令和7年度以降、供用開始後30年以上経過しているにも関わらず、使用料単価が150円/m³未満であり、かつ経費回収率が80%未満であり、かつ15年以上使用料改定を行っていない場合。

防災・安全交付金における下水道事業においては、国民の命と暮らしを守るインフラを再構築するとの考えの下、下水道の公共的役割・性格を勘案し、地域の特性等に配慮しつつ、以下の事業に特化して策定される整備計画に対して重点配分を行うこととする。

【防災・安全交付金】（下水道事業）

- ① 各地方公共団体が定める下水道事業計画に基づく雨水対策事業
（雨水出水浸水想定区域の指定対象団体は、令和８年度以降は、最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図を作成済みである場合に限る）
- ② 国民の安全・安心の確保に向けた以下の取組を推進するために必要となる下水道事業
 - ・ 「上下水道耐震化計画」に基づく地震対策
 - ・ 下水道総合地震対策事業（国土強靱化地域計画に基づき実施するもの又はマンホールトイレ整備を含むものであって、令和６年度までに策定された下水道総合地震対策計画に基づく事業に限る。）
 - ・ 下水道施設の耐水化・非常用電源確保（津波対策を含む）

③ 温室効果ガス削減効果の高い脱炭素化事業

- ・ 従来より20%以上の消費電力量もしくは温室効果ガス排出量を削減できる機能向上改築
- ・ 「カーボンニュートラル地域モデル処理場計画」に位置付けられた事業

④ コンセッション事業及び上下水道一体のウォーターPPP事業に含まれる下水道施設の設置・改築

整備計画の目標例

- ・ 下水道による都市浸水対策達成率の向上
- ・ 巨大地震時における主要な管渠の機能確保率の向上
- ・ 下水道からの温室効果ガス排出量の削減

(参考) 社会資本整備重点計画等におけるKPI・指標

- ・ 下水道による都市浸水対策達成率
R元年度 約60% → R7年度 約64%
- ・ 災害時における主要な管渠、下水処理場及びポンプ場の機能確保率
(管渠) R元年度 約52% → R7年度 約60%
(下水処理場) R元年度 約37% → R7年度 約42%
(ポンプ場) R元年度 約31% → R7年度 約38%
- ・ 下水道分野における温室効果ガス排出削減量
H29年度 210万t-CO₂ → R7年度 352万t-CO₂

9 海岸事業

防災・安全交付金における海岸事業においては、大規模地震・津波に対する事前防災・減災対策をハード・ソフトの両面から強力に推進するとの考えの下、ソフト対策が充実していること等を勘案し、以下の事業に特化して策定される整備計画に対して重点配分を行うこととする。

【防災・安全交付金】

- ① 南海トラフ地震、首都直下地震又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に対して、背後地に重要交通網または人口が集中する地域において地震・津波対策に資する海岸堤防等の整備

（注）堤防、胸壁、護岸の耐震対策を行う事業については、耐震調査により耐震対策の必要性の有無が確認済であること、また、整備計画等に耐震調査結果や背後地の状況等を踏まえた事業の優先順位が記載されていることを要件とする。

（注）数十年から百数十年に1回程度発生する津波（レベル1津波）高より低い堤防等を整備する事業については、避難対策や浸水を考慮したまちづくりに関して法定計画等に表示されていることを要件とする。

（注）国土強靱化地域計画に基づく事業※1であることを要件とする。

※1 国土強靱化地域計画に海岸事業の実施に関する記載がある事業

＜特に重点配分を行う事業＞

上記のうち、津波災害特別警戒区域の指定※2地域において実施する海岸堤防等の整備

※2 津波防災地域づくりに関する法律に基づく指定

整備計画の目標例

- ・南海トラフ地震又はその他の大規模地震が想定されている地域等における津波による背後地の浸水面積の低減
- ・南海トラフ地震又はその他の大規模地震が想定されている地域等における津波発生時に安全を確保できる水門・樋門等の現場操作員の増加

(参考) 社会資本整備重点計画等におけるKPI・指標

- ・海岸堤防等の整備率
R元年度 53% → R7年度 64%
- ・南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の耐震化率
R元年度 56% → R7年度 59%
- ・南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・陸閘等の安全な閉鎖体制の確保率
R元年度 77% → R7年度 85%

② 砂浜を海岸保全施設に指定済みである又は指定を予定している海岸において実施する海岸堤防等の整備

(注) 砂浜を海岸保全施設に指定予定の場合は、指定予定であることが社会資本総合整備計画に示されていることを要件とする。

(注) 養浜を実施する場合は、総合的な土砂管理や事業間連携による養浜材の確保を計画的に行うため、関係機関と連携し、河川、ダム、港湾、漁港等から発生する土砂を有効活用することが社会資本総合整備計画に示されていることを要件とする。

＜特に重点配分を行う事業＞

上記のうち、以下の内容を全て記載した計画に基づき実施する海岸堤防等の整備

- ・侵食による影響が顕在化している、又は、気候変動による消失リスクの高い砂浜であることが分かる内容
- ・環境・利用面を含めた砂浜の関係者が参画する協議会を設置・活動し、関係者の役割分担を設定して活動している海岸であることが分かる内容
- ・防護・利用・環境の観点からの砂浜の保全再生目標※³を設定していることが分かる内容

※3 委員会や協議会等にて、防護に必要な砂浜幅に海岸利用や環境の観点から必要な砂浜幅を加え、調査・検討を踏まえ、合意形成が図られ保全再生目標を設定し公表されているもの

整備計画の目標例

- ・南海トラフ地震又はその他の大規模地震が想定されている地域等における津波ハザードマップの対象地域の全域作成
- ・南海トラフ地震又はその他の大規模地震が想定されている地域等における津波災害警戒区域の指定数増加

(参考) 社会資本整備重点計画等におけるK P I・指標

- ・最大クラスの津波に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市区町村数
R2年度 183 →R7年度 257
- ・津波災害警戒区域を指定している都道府県数
R2年度 18 →R7年度 37

10 都市再生整備計画事業

社会資本整備総合交付金における都市再生整備計画事業においては、「コンパクト＋ネットワーク」の推進、PPP/PFI等による民間投資の喚起・誘発、地域活性化の考えの下、以下の事業に特化して策定される整備計画に対して重点配分を行うこととする。

【社会資本整備総合交付金】

① 都市再生緊急整備地域の地域整備方針に適合する事業等国として特に推進すべき施策に関連する事業^{※1}

※1 都市再生整備計画事業のうち、都市再生緊急整備地域の地域整備方針に適合する事業、認定歴史的風致維持向上計画に位置付けられた事業、低炭素まちづくり計画に位置付けられた事業、スマートシティ先行モデルプロジェクトに関連する事業、スーパーシティ型国家戦略特区の対象区域で実施される事業又はまちなかウォークブル推進事業をいう。

② 一定のサービス水準を有する公共交通がカバーするエリア^{※2}において実施される交通結節点の改善促進などに資する事業^{※3}

※2 鉄道・地下鉄駅（ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。）から半径1kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。）から半径500mの範囲内の区域をいう。

※3 交通結節点の改善、連立事業、新交通・LRT・BRTの導入、自転車・バスレーンの設置、パークアンドライド機能の導入及び歩行空間のユニバーサルデザイン化（バリアフリー法に基づく移動等円滑化促進方針又は基本構想に基づくもの）に関連する事業をいう。

整備計画の目標例

公共交通の利便性の高いエリアの居住人口比率の増加・維持

（参考）社会資本整備重点計画等におけるKPI・指標

公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合
(三大都市圏) R元年度 91.1% → R7年度 92.0%
(地方中枢都市圏) R元年度 79.5% → R7年度 81.3%
(地方都市圏) R元年度 39.0% → R7年度 39.6%

③ 広域的な立地適正化の方針と市町村管理構想・地域管理構想※⁴をともに作成し、整合が図られている事業

※4 国土の管理構想（国土政策局、令和3年6月）に基づく市町村管理構想・地域管理構想をいう。

④ 産業促進区域※⁵において実施される事業（市街化区域等外において実施する場合は、住宅地開発を抑制し、郊外へのスプロール化を防止する先進的取組を実施している市町村に限る）

※5 都市再生整備計画の区域内における都市の再生に必要な事業を定める告示（平成31年国土交通省告示第452号）二に掲げる産業促進区域をいう。

防災・安全交付金における都市再生整備計画事業においては、災害発生が予想されるような地域にて防災拠点の形成を図るとの考えの下、以下の事業に特化して策定される整備計画に対して重点配分を行うこととする。

【防災・安全交付金】

- ① 国土強靱化地域計画に明記された事業に基づき実施される事業
- ② 大規模災害からの復興に関する法律に基づく特定大規模災害等を受けて実施される事業
(特定大規模災害等に指定された日の属する年度の翌年度から起算して5年以内に国に提出される社会資本総合整備計画に基づく事業に限る)

1 1 広域活性化事業

社会資本整備総合交付金における広域活性化事業においては、広域にわたる人の往来、物資の流通を通じて、地域の活性化を図ること及び、各離島相互間や離島と本土間などの広域的な連携により基盤整備等を総合的に推進することを通じ、離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定を図るとの考えの下、以下の事業に特化して策定される整備計画に対して重点配分を行うこととする。

【社会資本整備総合交付金】

（広域連携事業）

- ① 広域的地域活性化法第2条第1項第1号ハに掲げる活動であって、特定居住促進計画と一体となって、二地域居住等の促進に資する事業

整備計画の目標例

拠点施設における当該一の都道府県外からの利用者数の増加

（参考）社会資本整備重点計画等におけるKPI・指標

- ・民間投資を誘発し、経済成長を支える社会資本の効果を一層高める観点から、民間事業者等との連携を強化し、官民の関係者から成る協議会等を通じ、民間事業者等の利用者のニーズを把握するなどの取組を強化する

- ② 半島振興対策実施地域において、自立的発展・活性化等に向けた取組の推進に資する事業

整備計画の目標例

半島地域における観光入込客数の増加

（参考）社会資本整備重点計画等におけるKPI・指標

- ・離島・半島・豪雪地域等の条件不利地域における地域特性に即した自立的発展・活性化等に向け、我が国の存立基盤である領土や国土を保全し、国民の安全・安心を確保して日々の生活・活動を支えるために、計画期間にかかわらず、今後とも効果的な取組を弛まらず着実に進めていく

③ 広域地方計画に位置づけられた広域連携プロジェクトを推進するために広域地方計画協議会の検討を経て作成された広域的地域活性化基盤整備計画に記載された事業

＜特に重点配分を行う事業＞

国土形成計画の重点テーマである「デジタルとリアルが融合した地域生活圏の形成」「持続可能な産業への構造転換」「グリーン国土の創造」「人口減少下の国土利用・管理」に資する事業

整備計画の目標例

拠点施設における当該一の都道府県外からの観光入込客数の増加
当該一の都道府県の区域を越える物資の流動量の増加

（参考）社会資本整備重点計画等におけるK P I・指標

・ 民間投資を誘発し、経済成長を支える社会資本の効果を一層高める観点から、民間事業者等との連携を強化し、官民の関係者から成る協議会等を通じ、民間事業者等の利用者のニーズを把握するなどの取組を強化する

（離島広域活性化事業）

④ 既存ストックを有効活用して離島の広域活性化を図る事業

整備計画の目標例

当該離島における移住者数の増加
当該一の離島を越える物資の流動量の維持・増加

（参考）社会資本整備重点計画等におけるK P I・指標

・ 離島・半島・豪雪地域等の条件不利地域における地域特性に即した自立的発展・活性化等に向け、我が国の存立基盤である領土や国土を保全し、国民の安全・安心を確保して日々の生活・活動を支えるために、計画期間にかかわらず、今後とも効果的な取組を弛まず着実に進めていく

⑤ 離島における二地域居住を促進するため、特定居住促進計画に基づいて実施する定住促進住宅整備事業または定住誘引施設整備事業

整備計画の目標例

当該離島における二地域居住者数の増加
特定居住拠点施設の利用者数の増加
当該離島における移住者数の増加

(参考) 社会資本整備重点計画等におけるK P I・指標

・ 離島・半島・豪雪地域等の条件不利地域における地域特性に即した自立的発展・活性化等に向け、我が国の存立基盤である領土や国土を保全し、国民の安全・安心を確保して日々の生活・活動を支えるために、計画期間にかかわらず、今後とも効果的な取組を弛まず着実に進めていく

1 2 都市公園・緑地等事業

社会資本整備総合交付金における都市公園・緑地等事業においては、豊かで利便性の高い地域社会の実現や民間投資の誘発を図るという考えの下、以下の事業に特化して策定される整備計画に対して重点配分を行うこととする。ただし、令和12年度以降、緑の広域計画を策定していない都道府県、又は緑の基本計画を策定していない市区町村が交付対象である要素事業は、重点配分を行わないこととする。

【社会資本整備総合交付金】

① 国家的関連事業※の開催に向けた都市公園の整備等に関する事業

※ 国家的関連事業とは、国際的なイベントで国として開催することを決定したもの（オリンピック、国際博覧会、ワールドカップサッカー等）、及び国として定期的に開催することを決定しているイベント（国民体育大会、全国都市緑化フェア等）の会場となる都市公園等、我が国固有の優れた歴史的・自然的・文化的資源、又は景観法に基づく景観重要建造物等を活用する観光振興の拠点となる都市公園等の整備をいう。

<特に重点配分を行う事業>

➤ PFI事業による国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の会場となる運動施設の整備

② P F I 事業による都市公園の整備等に関する事業

③ 将来の維持管理費の抑制に資する都市公園ストックの集約・再編に関する事業

整備計画の目標例

公園利用者数の増加

（参考）社会資本整備重点計画等におけるK P I ・指標

都市域における水と緑の公的空間確保量

H30年度 13.6㎡／人 → R7年度 15.2㎡／人

- ④ こども計画や緑の基本計画等に基づき、こどもや子育て当事者の目線に立ち、こどもの遊び場の確保や、親同士・地域住民の交流機会の創出を推進するために実施する都市公園の整備等に関する事業
- ⑤ 地域の貴重な資源である歴史文化や自然環境を未来に亘り保全、活用していくために実施する緑地の保全等に関する事業（地方公共団体が都市緑化支援機構から土地を取得する場合、都市緑化支援機構が買入れた年から5年間に限る。）又は、緑の基本計画や生物多様性地域戦略等に基づき、生物の生息・生育空間の創出等を通じて都市の生物多様性の確保を推進するために実施する都市公園の整備等に関する事業（ただし、令和8年度以降は生物多様性増進活動促進法に基づき認定を受けた計画における活動区域に位置づけられた都市公園に限る。）

整備計画の目標例

歴史的風土特別保存地区、特別緑地保全地区で買入れが必要な面積のうち、買入れを行った面積の割合の増加

（参考）社会資本整備重点計画等におけるKPI・指標

都市域における水と緑の公的空間確保量
H30年度 13.6㎡／人 → R7年度 15.2㎡／人

- ⑥ 緑の基本計画等に基づき、グリーンインフラにより都市の課題解決に関する複数の目標達成のために実施する都市公園の整備、公共公益施設の緑化、民間建築物の緑化等のうち、都市の成長力強化や地域活性化に資する事業
- ⑦ スマートシティ先行モデルプロジェクトに関連する事業
- ⑧ 都市計画税を活用する都市計画施設の改修事業が位置付けられた立地適正化計画の区域で実施される事業

防災・安全交付金における都市公園・緑地等事業においては、大規模地震・津波や風水害等に対する事前防災・減災対策やインフラ長寿命化計画を踏まえた老朽化対策の推進を図るという考えの下、以下の事業に特化して策定される整備計画に対して重点配分を行うこととする。ただし、令和12年度以降、緑の広域計画を策定していない都道府県、又は緑の基本計画を策定していない市区町村が交付対象である要素事業は、重点配分を行わないこととする。

【防災・安全交付金】

- ① 地域防災計画等に位置付けられた都市公園（広域的な防災拠点又は避難地となる都市公園、もしくは国土強靱化地域計画に明記された事業又は防災指針が定められた（確実に定められることが見込まれる場合を含む）立地適正化計画に基づき整備される都市公園に限る。）の整備

整備計画の目標例

広域避難地となる防災公園の整備により、災害時に避難可能となる人数の増加

（参考）社会資本整備重点計画等におけるKPI・指標

一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された都市の割合

H30年度 約64% → R7年度 約75%

- ② 公園施設の長寿命化計画の策定並びに長寿命化計画に基づく都市公園の再整備※及び公園施設の更新のうち、以下に掲げる公園施設に係るもの
- ・健全度調査により健全度Dに判定された公園施設
 - ・耐用年数の9割を超過した公園施設

※ 既に供用されている都市公園にある複数の公園施設（遊具等）を、施設の老朽化や利用者ニーズの変化等を踏まえて、再度、面的に整備するものをいう。

（注）「インフラ長寿命化基本計画」に定められた長寿命化計画（個別施設計画）の記載事項（以下の①～⑥）が記載されていることを要件とする。

①対象施設、②計画期間、③対策の優先順位の考え方、④個別施設の状態等、⑤対策内容と実施時期、⑥対策費用

整備計画の目標例

公園施設長寿命化計画に基づき改築・更新した公園施設（遊具等）の割合の増加

（参考）社会資本整備重点計画等におけるKPI・指標

予防保全の考え方に基づく都市公園長寿命化対策実施率
R元年度 36% → R7年度 100%

- ③ バリアフリー法に基づく移動等円滑化促進方針又は基本構想に基づく公園施設のユニバーサルデザイン化又は、車椅子など利用支援となる機器の貸し出し又は案内や誘導、介助等の人的な利用支援が行われる公園におけるユニバーサルデザイン化に関連する事業
- ④ 緑の基本計画等に基づき、グリーンインフラにより都市の課題解決に関する複数の目標達成のために実施する都市公園の整備、公共公益施設の緑化、民間建築物の緑化等のうち、地域の防災・減災、安全に資する事業（暑熱対策を含む。）
- ⑤ 都市計画税を活用する都市計画施設の改修事業が位置付けられた立地適正化計画の区域で実施される事業

1 3 市街地整備事業

社会資本整備総合交付金における市街地整備事業においては、「コンパクト＋ネットワーク」の推進、民間投資の喚起・誘発など、以下の事業に特化して策定される整備計画に対して重点配分を行うこととする。

【社会資本整備総合交付金】

（都市再生区画整理事業、市街地再開発事業等、都市再生総合整備事業）

- ① 立地適正化計画を作成、又は確実に作成が見込まれる地域において実施され、かつ立地適正化計画に適合する事業

（都市再生区画整理事業、都市再生総合整備事業）

- ② 一定のサービス水準を有する公共交通がカバーするエリア※¹において実施される交通結節点の改善促進などに資する事業※²、及び大街区化などにより民間投資の誘導に資する事業※³、並びに地域公共交通計画に資する公共交通の利便性強化に関する事業※²

（市街地再開発事業等）

- ③ 一定のサービス水準を有する公共交通がカバーするエリア※¹において実施され、かつ建築工事に着工している等※⁴、事業効果の発現が早期に期待できる事業

上記②及び③における注釈については以下のとおり。

※1 鉄道・地下鉄駅（ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。）から半径1kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。）から半径500mの範囲内の区域をいう。

- ※2 交通結節点の改善、連立事業、新交通・LRT・BRTの導入、自転車・バスレーンの設置パークアンドライド機能の導入及び歩行空間のユニバーサルデザイン化(バリアフリー法に基づく移動等円滑化促進方針又は基本構想に基づくもの)に関連する事業をいう。
- ※3 大街区化、建築物整備との一体的施行、立体換地手法の活用、公有財産の有効活用による土地区画整理事業をいう。
- ※4 当該年度に建築工事に着工することが確実と見込まれること。

整備計画の目標例

公共交通の利便性の高いエリアの居住人口比率の
増加・維持
居住誘導区域内における人口比率の改善

(参考) 社会資本整備重点計画等におけるKPI・指標

立地適正化計画を策定した市町村数
R2年度 383市町村 → R6年度 600
公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合
(三大都市圏 : R元年度 91.1% → R7年度 92.0%)
(地方中枢都市圏 : R元年度 79.5% → R7年度 81.3%)
(地方都市圏 : R元年度 39.0% → R7年度 39.6%)

(都市・地域交通戦略推進事業)

- ④ 立地適正化計画を作成、又は確実に作成が見込まれる地域において実施され、かつ同計画に位置付けられた公共交通ネットワークの再構築を行う公共交通に係る事業
- ⑤ 都市計画税を活用する都市計画施設の改修事業が位置付けられた立地適正化計画の区域で実施される事業
- ⑥ 滞在快適性等向上区域を定め、当該区域への自家用車の乗り入れ抑制につながる取組を合わせて実施する事業

⑦ 複数事業者による複数の鉄道路線(軌道を含む)が乗り入れる拠点駅における交通結節点整備に係る事業

整備計画の目標例

公共交通の利便性の高いエリアに居住する人口割合の
増加・維持

(参考) 社会資本整備重点計画等におけるK P I・指標

公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合

(三大都市圏 : R元年度 91.1% → R7年度 92.0%)

(地方中枢都市圏 : R元年度 79.5% → R7年度 81.3%)

(地方都市圏 : R元年度 39.0% → R7年度 39.6%)

⑧ スマートシティ先行モデルプロジェクトに関連する事業

⑨ 歩行空間のユニバーサルデザイン化に関連する事業(バリアフリー法に基づく移動等円滑化促進方針又は基本構想に基づくもの)

防災・安全交付金における市街地整備事業においては、大規模地震等に備えた市街地の防災性向上の考えの下、以下の事業に特化して策定される整備計画に対して重点配分を行うこととする。

【防災・安全交付金】

（都市防災総合推進事業、宅地耐震化推進事業、都市再生区画整理事業、市街地再開発事業等、都市・地域交通戦略推進事業）

- ① 国土強靱化地域計画に明記された事業又は、防災指針が定められた（確実に定められることが見込まれる場合を含む）立地適正化計画に基づき実施される事業
- ② 都市計画税を活用する都市計画施設の改修事業が位置付けられた立地適正化計画の区域で実施される事業

（都市防災総合推進事業）

- ③ 首都直下地震、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震に備えた密集市街地の改善整備や津波からの避難のための施設（南海トラフ地震対策特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策特別措置法による緊急事業計画、津波防災地域づくりに関する法律による推進計画及び都市再生特別措置法による都市再生安全確保計画に基づく避難施設及び避難経路）の整備
- ④ 地域防災計画で避難所となる小学校等の周辺※において実施される市街地の防災性・安全性の向上に資する事業
- ⑤ 避難施設及び避難経路のバリアフリー化を図る事業（バリアフリー法に基づく移動等円滑化促進方針又は基本構想に位置付けられた地区において実施される事業）

※ 地域防災計画で避難所として指定されている小学校等から概ね1kmの範囲内の区域をいう。

整備計画の目標例

地震時等に著しく危険な密集市街地である〇〇地区における不燃領域率を〇%に向上させる

津波避難タワー等整備により、津波から逃げられない人数をゼロにする

〇〇小学校の周辺における（公園施設の老朽化対策又は通学路の安全対策による）子どもの事故件数の減少

（参考）社会資本整備重点計画等におけるK P I・指標

危険密集市街地の面積及び地域防災力の向上に資するソフト対策の実施率

（面積）

R2年度 約2,200ha → R12年度 おおむね解消

（地域防災力の向上に資するソフト対策）

R2年度 約46% → R7年度 100%

防災指針を作成する市町村数

R2年度 0 → R7年度 600

⑥ 盛土による災害防止のための調査を行う事業

- ⑦ 大規模災害からの復興に関する法律に基づく特定大規模災害等を受けて実施される事業（特定大規模災害等に指定された日の属する年度の翌年度から起算して5年以内に国に提出される社会資本総合整備計画に基づく被災地における復興まちづくり総合支援事業に限る）

(宅地耐震化推進事業)

⑧ 大規模盛土造成地の安全性の把握を行う事業

整備計画の目標例

安全性が確認された大規模盛土造成地数の増加

(参考) 社会資本整備重点計画等におけるKPI・指標

大規模盛土造成地の安全性を把握する調査に着手した実施率

R元年度 4.1% → R7年度 60%

⑨ 液状化による災害防止のために必要な変動予測調査及び対策工事に関する事業

(盛土緊急対策事業)

⑩ 盛土による災害防止のために必要な安全性把握調査及び対策工事に関する事業

(都市再生区画整理事業)

⑪ 地震時等に著しく危険な密集市街地^{※1}において実施され、かつ老朽化建築物の多い地域等^{※2}の改善促進に資する事業

(市街地再開発事業等)

⑫ 地震時等に著しく危険な密集市街地等^{※1}において実施され、かつ建築工事に着工している等^{※3}、事業効果の発現が早期に期待される事業

上記⑨及び⑩における注釈については以下のとおり。

- ※ 1 住生活基本計画（全国計画）に定められる「地震時等に著しく危険な密集市街地」
- ※ 2 老朽住宅棟数密度及び建築物棟数密度が高い地区をいう。
- ※ 3 当該年度に建築工事に着工することが確実と見込まれること。

整備計画の目標例

地震時等において危険な密集市街地等の改善面積の増加

（参考）社会資本整備重点計画等における K P I ・ 指標

危険密集市街地の面積及び地域防災力の向上に資するソフト対策の実施率

（面積）

R2年度 約2,200ha → R12年度 おおむね解消

（地域防災力の向上に資するソフト対策）

R2年度 約46% → R7年度 100%

（都市・地域交通戦略推進事業）

- ⑬ 立地適正化計画を作成、又は確実に作成が見込まれる地域において実施され、かつ同計画に位置付けられた公共交通ネットワークの再構築を行う公共交通に係る事業
- ⑭ 複数事業者による複数の鉄道路線（軌道を含む）が乗り入れる拠点駅における交通結節点整備に係る事業
- ⑮ 歩行空間のユニバーサルデザイン化に関連する事業（バリアフリー法に基づく移動等円滑化促進方針又は基本構想に基づくもの）
- ⑯ 大規模災害からの復興に関する法律に基づく特定大規模災害等を受けて実施される事業（特定大規模災害等に指定された日の属する年度の翌年度から起算して５年以内に国に提出される社会資本総合整備計画に基づく事業に限る）

1 4 都市水環境整備事業（統合河川環境整備事業等）

社会資本整備総合交付金における統合河川環境整備事業及び総合流域防災事業のうち、統合河川環境整備事業の要件に該当する河川環境整備事業においては、地域活性化を推進するとの考えの下、以下の事業に特化して策定される整備計画に対して重点配分を行うこととする。

【社会資本整備総合交付金】

- ① 多様な主体と連携し、観光地の魅力向上や地域の賑わい創出に資する水辺整備事業及び水環境改善事業
- ② 多様な主体と連携し、流域における生態系ネットワークの形成に取り組んでいる自然再生事業

（注）なお①のうち、民間事業者と緊密に連携する水辺整備事業については特に重点配分を行うこととする。

整備計画の目標例

- ・ 水辺への観光客数の増加
- ・ 民間事業者による河川敷占用数の増加
- ・ 水質の改善効果（BOD・COD等）
- ・ 再生した湿地の面積

（参考）社会資本整備重点計画等におけるKPI・指標

- ・ 水辺の賑わい創出に向け、水辺とまちが一体となった取組を実施した市区町村の数
R2年度 433市区町村 → R7年度 658市区町村
- ・ 地域活性化に資する新たな水辺の利活用創出のため、民間事業者等と連携し社会実験を行った箇所数
R元年度 49箇所 → R7年度 100箇所

1 5 地域住宅計画に基づく事業

社会資本整備総合交付金においては、地域の実情に応じ、適切な質の住宅の供給に資する事業に特化する考えの下、以下の事業に特化して策定される整備計画に対して重点配分を行うこととする。

【社会資本整備総合交付金】

① 公的賃貸住宅団地における地域拠点施設の併設

原則として100戸以上の規模の公的賃貸住宅団地に、住宅の整備に合わせて、高齢者施設、障害者施設、子育て支援施設等の福祉施設が併設されるもの

整備計画の目標例

住生活の安心を支えるサービスと連携した住宅セーフティネットの確保（高齢者施設、障害者施設、子育て支援施設等を併設している100戸以上の規模の公的賃貸住宅団地の割合

（参考）社会資本整備重点計画等におけるKPI・指標

公的賃貸住宅団地（100戸以上）における地域拠点施設併設率
（公的賃貸住宅団地） R元年度 29% → R12年度 おおむね4割

② PPP／PFI等の事業手法による民間投資の誘発を促進する事業

③ 公営住宅及び改良住宅の断熱改修、再生可能エネルギー導入改善事業

整備計画の目標例

公営住宅及び改良住宅の省エネルギー化の推進

（参考）社会資本整備重点計画等におけるKPI・指標

省エネ基準に適合する住宅ストックの割合
H25年度 6% → R12年度 30%

防災・安全交付金においては、地域の生活空間の安全確保に資する事業に特化する考えの下、以下の事業に特化して策定される整備計画に対して重点配分を行うこととする。

【防災・安全交付金】

- ① 公営住宅及び改良住宅の耐震改修（耐震診断を含む）事業
- ② 耐震性のない公営住宅及び改良住宅の建替事業

（注）上記①及び②のうち、以下を満たすものとする。

「インフラ長寿命化基本計画」に定められた個別施設計画の記載事項（以下の①～⑥）が記載されていること。

①対象施設、②計画期間、③対策の優先順位の考え方、④個別施設の状態等、⑤対策内容と実施時期、⑥対策費用

整備計画の目標例

公営住宅及び改良住宅の耐震化の推進（公営住宅の耐震化率、改良住宅の耐震化率の増加）

（参考）社会資本整備重点計画等におけるKPI・指標

住宅・耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率

（住宅）H30年 約87% → R12年 耐震性の不足するものをおおむね解消
（耐震診断義務付け対象建築物） R2年 約74% → R7年 耐震性の不足するものをおおむね解消

- ③ 特に老朽化した高経年の公営住宅及び改良住宅の建替事業
- ④ 国土強靱化地域計画に明記された事業

16 住環境整備事業

社会資本整備総合交付金においては、民間投資の喚起による地域活性化等を図るという考えの下、以下の事業に特化して策定される整備計画に対して重点配分を行うこととする。

【社会資本整備総合交付金】

- ① 立地適正化計画を作成、又は確実に作成が見込まれる地域において実施され、かつ立地適正化計画に適合する事業

整備計画の目標例

居住誘導区域内に居住する人口比率の改善（居住誘導区域内に居住する人口比率の増加）

（参考）社会資本整備重点計画等におけるKPI・指標

立地適正化計画を策定した市町村数

R2年度 383 → R6年度 600

- ② 一定のサービス水準を有する公共交通がカバーするエリアにおいて実施され、かつ建築工事に着工している等、事業効果の発現が早期に期待できる事業

整備計画の目標例

公共交通の利便性の高いエリアの居住人口の増加・維持（公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合の増加）

（参考）社会資本整備重点計画等におけるKPI・指標

公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合

（三大都市圏） R元年度 91.1% → R7年度 92.0%

（地方中枢都市圏） R元年度 79.5% → R7年度 81.3%

（地方都市圏） R元年度 39.0% → R7年度 39.6%

防災・安全交付金においては、地域の生活空間の安全確保に資する事業に特化する考えの下、以下の事業に特化して策定される整備計画に対して重点配分を行うこととする。

【防災・安全交付金】

① 地震時等に著しく危険な密集市街地における防災性の向上に資する事業

整備計画の目標例

地震時等に著しく危険な密集市街地の解消（地震時等に著しく危険な密集市街地の解消面積の割合の増加）とそれにあわせた地域防災力の向上に資するソフト対策の強化（ソフト対策の実施率の増加）

（参考）社会資本整備重点計画等におけるK P I・指標

危険密集市街地の面積及び地域防災力の向上に資するソフト対策の実施率

（面積）R2年度 約2,220ha → R12年度 おおむね解消

（地域防災力の向上に資するソフト対策）R2年度 約46% → R7年度 100%

② 国土強靱化地域計画に明記された事業

1 7 地域公共交通再構築事業

社会資本整備総合交付金における地域公共交通再構築事業においては、地域づくりの一環として、利便性、持続可能性及び生産性の高い地域公共交通ネットワークへの再構築を実現するという考えの下、以下の事業に特化して策定される整備計画に対して重点配分を行うこととする。

【社会資本整備総合交付金】

- ① 立地適正化計画を作成、又は確実に作成が見込まれる地域において実施され、かつ同計画に位置付けられた公共交通ネットワークの再構築に係る事業

整備計画の目標例

- ・当該地域公共交通の年間利用者数
- ・当該地域公共交通の事業収支
- ・当該地域公共交通に対する国または地方公共団体の支出額

(参考) 社会資本整備重点計画等におけるK P I・指標

- ・地域公共交通特定事業の実施計画の認定総数
令和3年1月末時点 53件 → 令和6年度末時点 200件
- ・地域公共交通計画を立地適正化計画と連携して策定した市町村数
令和2年度末時点 257市町村 → 令和6年度末時点 400市町村

配分に当たっての事業横断的な配慮事項

＜特に配分に当たって配慮すべき優先課題＞

「令和7年度予算編成の基本方針」（令和6年12月6日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）を踏まえ、以下の課題については、特に配分に当たって配慮する。

- デジタル技術を活用しつつ、ハード対策とソフト対策の両面からの総合的な防災・減災、国土強靱化の取組を含む整備計画である場合には、防災・安全交付金の配分に当たって、特に配慮する。
- 新技術の活用によるインフラメンテナンスの高度化・効率化を図る取組を含む整備計画である場合には、防災・安全交付金の配分に当たって、特に配慮する。
- まちづくり施策と地域公共交通対策が相互に連携し、両者を一体として行う取組を含み、かつ、立地適正化計画と整合して居住誘導区域および都市機能誘導区域に関連する事業のみ位置付けられている整備計画である場合には、社会資本整備総合交付金の配分に当たって、特に配慮する。
- 2050年カーボンニュートラルを見据えた、先進的な脱炭素に向けた取組を含む整備計画である場合には、社会資本整備総合交付金の配分に当たって、特に配慮する。
- 令和6年能登半島地震等の教訓を踏まえ、全国で特に重点的に講ずべき取組を含む整備計画である場合には、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の配分に当たって、特に配慮する。

＜上記以外の配分に当たっての事業横断的な配慮事項＞

優先課題以外に、以下の事業については、交付金の配分に当たって一定程度配慮する。

- スtock効果の最大化や持続可能なインフラメンテナンスを図る観点から、
 - ・ 事業完了が目前で、あとわずかな投資で大きな経済効果が発揮される事業
 - ・ 経済成長の実現や国際競争力の強化に向けて、民間投資との相乗効果をもたらし、大きな経済効果が発揮される事業
 - ・ 複数のインフラを一体的に整備・維持管理する取組やインフラの機能・空間を多面的・複合的に利活用する取組であって、かつ、多様な主体の参画を得て整備・利活用することが明確に計画されている取組等、社会資本整備重点計画（令和3年5月28日閣議決定）に掲げる「インフラ経営」の発想を取り入れた先進的な取組

（参考例）

＊公園等の都市機能を併せた治水施設等の整備等

＊上部空間を運動施設として利活用可能とする下水処理場等の整備等

＊道路空間、港湾、水辺空間、公園等のインフラを活用した民間事業者等と連携した賑わい創出・観光振興

- ・ 人口減少等による地域社会の変化や将来のまちづくり計画等を踏まえ、既存インフラの廃止・除却・集約化や、利用者ニーズに沿ったインフラ再編等を行う「集約・再編」の取組を含む整備計画である場合には社会資本整備総合交付金の配分に当たって一定程度配慮する。

- PPP／PFIの活用を図る観点から、
 - ・ PPP／PFI推進アクションプランの重点分野において、公共施設等運営事業など民間の経営ノウハウを導入し、施設のポテンシャルを最大限活かす事業
 - ・ 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」第6条の規定による民間提案制度を活用する事業を含む整備計画である場合には社会資本整備総合交付金の配分に当たって一定程度配慮する。

- 国土強靱化等の取組により国民の安全・安心の確保を推進する観点から、
 - ・ 頻発する風水害・土砂災害や大規模地震・津波に対する総合的な防災・減災対策
 - ・ インフラ長寿命化計画を踏まえた総合的な老朽化対策等を緊急に進める横串・大括り化した総合的な整備計画である場合には、防災・安全交付金の配分に当たって一定程度配慮する。
 - 国土強靱化地域計画に基づき実施される事業を含む整備計画である場合には防災・安全交付金の配分に当たって一定程度配慮することとし、中でも国土強靱化地域計画の KPI（重要業績指標）の達成に寄与する事業について、配慮することとする。また、地域再生法に基づく認定を受けた地域再生計画（※）、デジタル田園都市国家構想の実現に向けた地域ビジョン、又は流域水循環計画に基づき実施される事業を含む整備計画である場合には社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の配分に当たって一定程度配慮する。
- ※地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）を活用した寄附を充当する事業を含む
- 1 級河川または 2 級河川の水系において、複数の地方公共団体が協働して事業横断的に取り組む「流域治水総合整備計画」及び「流域水害対策計画」がある場合には、防災・安全交付金の配分に当たって一定程度配慮する。

* 令和 7 年度以降における立地適正化計画に関する事業横断的な配慮事項
「令和 7 年度予算における社会資本整備総合交付金の重点配分方針の見直しについて」（令和 6 年 1 月 9 日付け事務連絡）を踏まえ、以下のとおり配分に当たって配慮する。

- 「令和 7 年度以降」の予算において、「立地適正化計画を作成・公表しておらず、立地適正化計画の作成に向けた具体的な取組を開始・公表もしていない市区町村」が交付対象である要素事業は、重点計画内の事業である場合も原則として、重点配分を行わないこととする。